

南九州市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期（工事）監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果を公表する。

令和8年2月18日

南九州市監査委員 有水秀男

南九州市監査委員 角貞己

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期（工事）監査

3 監査の対象

令和 7 年 12 月 31 日までに締結された工事請負契約のうち、監査実施日において未完了の工事。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、工事の契約事務、計画、設計、積算及び施工の各段階において、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象の工事を選定し、契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、入札執行や工事の概要・進捗状況等について予算所管の課長等から説明を受けるとともに必要に応じて関係職員への質問を行い、書類審査並びに実地監査を行い、書類との整合性を確認した。

6 監査の実施場所、日程及び対象部署

(1) 実施場所

書類事前審査：監査委員室

現場検証：各工事の施工場所

(2) 実施日程

| | | |
|-----------------|-------------|---------------------------------|
| 令和 8 年 2 月 12 日 | 書類事前審査（全工事） | |
| 令和 8 年 2 月 13 日 | 現場検証 | 農地耕作条件改善事業 松永第二地区 7-2 工区 |
| | | 南九州市新庁舎建設建築工事 |
| | | 南九州市新庁舎建設給排水衛生設備工事 |
| | | 南九州市新庁舎建設空調設備工事 |
| | | 南九州市新庁舎建設電気設備工事 |
| | | 新庁舎建設既存倉庫改修工事 |
| | | 道路メンテナンス事業 市道宮高田下線・ 上大渡橋補修工事 |
| 上大渡橋導送水管布設替工事 | | |

(3) 対象部署 耕地林務課耕地係,都市政策課建築係,建設課土木係,水道課工務係

7 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

対象工事に係る設計図書, 施工計画及び契約関係書類の審査並びに実地検査を実施した結果, 関係法令等に準拠し, 適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

今後においても, 安全管理及び環境対策の徹底に万全を期し, 併せて円滑な施工・管理体制の継続的な維持・充実に努められたい。

また, 今後の工事箇所を選定にあたっては, 単なる現状復旧や長寿命化改修にとどまらず, 利用需要の変化及び市の財政面を考慮したスクラップ・アンド・ビルドの考え方を積極的に導入されたい。

(2) 個別事項

監査を実施した限りにおいて, 不適切な事例は見受けられなかった。